都道府県医師会 社会保険担当理事 殿

> 日本医師会常任理事 松 本 吉 郎 (公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その91)」の送付について

令和2年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和2年3月5日付け日医発第1181号(保265)「令和2年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和2年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について(その91)」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。 以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について (その91)

(令4.2.3 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡 令和4年2月3日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その91)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出】 【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出】

- 問1 SARS-CoV-2 核酸検出や SARS-CoV-2 抗原検出について、都道府県等から 無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、医師が必要と判断 し、実施した場合は検査料を算定できるか。
 - (答) 都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、 医師が必要と判断し、実施した場合は算定して差し支えない。